

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人京都教育大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

学長は役員報酬のうち期末特別手当について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び大学の財務状況等により増減を要する必要があると認める場合は、各役員の担当業務の遂行を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・ 平成24年4月1日から基本給を約0.5%引き下げる改定。

理事

・ 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、基本給、地域手当、期末特別手当に100分の9.77を乗じて得た額を減じる改定。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

・ 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額を減じる改定。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	15,854	10,683	4,050	1,068 (地域手当) 51 (通勤手当)			※
A理事	12,540	8,425	3,194	842 (地域手当) 78 (通勤手当)			
B理事	12,462	8,425	3,194	842 (地域手当) 0 (通勤手当)			
C理事	11,563	7,817	2,963	781 (地域手当) 0 (通勤手当)		3月30日	◇
A監事 (非常勤)	1,102	1,102	0	0 ( )			※
B監事 (非常勤)	1,102	1,102	0	0 ( )	4月1日		

注1: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2: 地域手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

高い割合の人件費率と運営費交付金に係る効率化係数等を考慮し、全体的な抑制を図りながら、人件費の効率的な管理・運営に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人の運営活動に必要な経費の大部分を運営費交付金に依拠していることや法人の業務実績及び社会一般の情勢等に適合したものとなるようにするため、人事院勧告等を参考に決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じ、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じて上位の号給に昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績良好で、かつ昇格基準に達している場合、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月における勤務成績に応じて成績率(支給割合)を決定し、支給する。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ◎ 平成24年4月1日適用で以下の改正を行った。
    - 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日に昇給等抑制を受けた教職員及び、当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の号給を1号給(教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員は2号給)上位の号給とする改正。
  - ◎ 平成24年8月1日施行で以下の改正を行った。
    - 平成18年4月1日施行の給与規程改正による本給の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を「施行日の前日に受けていた本給月額に100分の99.59を乗じて得た額」から「施行日の前日に受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額」に引き下げる改正。
    - 中高年齢層(概ね40歳台以上)の本給月額を平均0.23%引き下げる改正。
    - 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
- 【教職員について】**
- ・実施期間:平成24年8月1日～平成26年3月31日
  - ・本給表関係の措置の内容:
    - 本給月額に当該教職員の本給表及び職務の級の区分に応じて定める割合(支給減額率:100分の4.77～9.77)を乗じて得た額を減じて支給する改正。
    - 教員職種(附属学校教員)の2級以下の者については100分の3.57を乗じて得た額を減じて支給。
  - ・諸手当関係の措置の内容:
    - ・管理職手当 管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給。
    - ・地域手当 本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員に適用される支給減額率を乗じて得た額と管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給。
    - ・期末手当 期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減じて支給。
    - ・勤勉手当 勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減じて支給。
- 【役員について】**
- ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
  - ・役員報酬関係の措置の内容:
    - ・基本給, 地域手当, 期末特別手当に100分の9.77を乗じて得た額を減じて支給。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	311	46.9	7,443	5,578	102	1,865
事務・技術	71	41.1	5,469	4,129	85	1,340
教育職種 (大学教員)	108	51.8	8,919	6,553	129	2,366
技術・労務職種	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない
教育職種 (附属高等学校等教員)	54	48.1	7,798	5,942	89	1,856
教育職種 (附属義務教育学校教員)	76	44.3	7,007	5,340	90	1,667
その他医療職種 (医療技術職員)	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
再任用職員	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない
その他医療職種 (看護師)	1	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない	記載しない

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分の「在外職員」、「任期付職員」、「非常勤職員」については、該当者がいないので省略した。

注3:職種の「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、該当者がいないので省略した。

注4:「技能・労務職種」とは、調理師である。

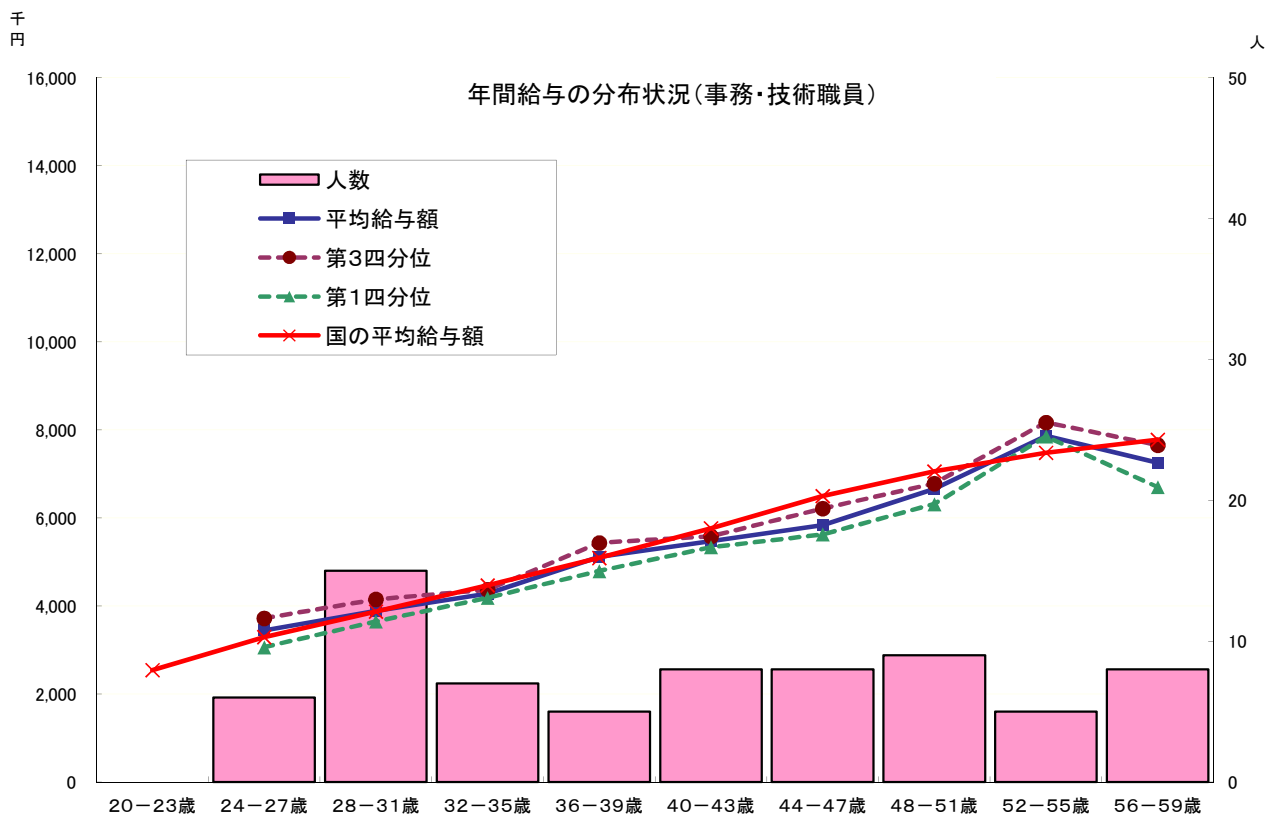
注5:「教育職種(附属高等学校等教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7:「その他医療職種(医療技術職員)」とは栄養士である。

注8:常勤職員の技術・労務職種、その他医療職種及び再任用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



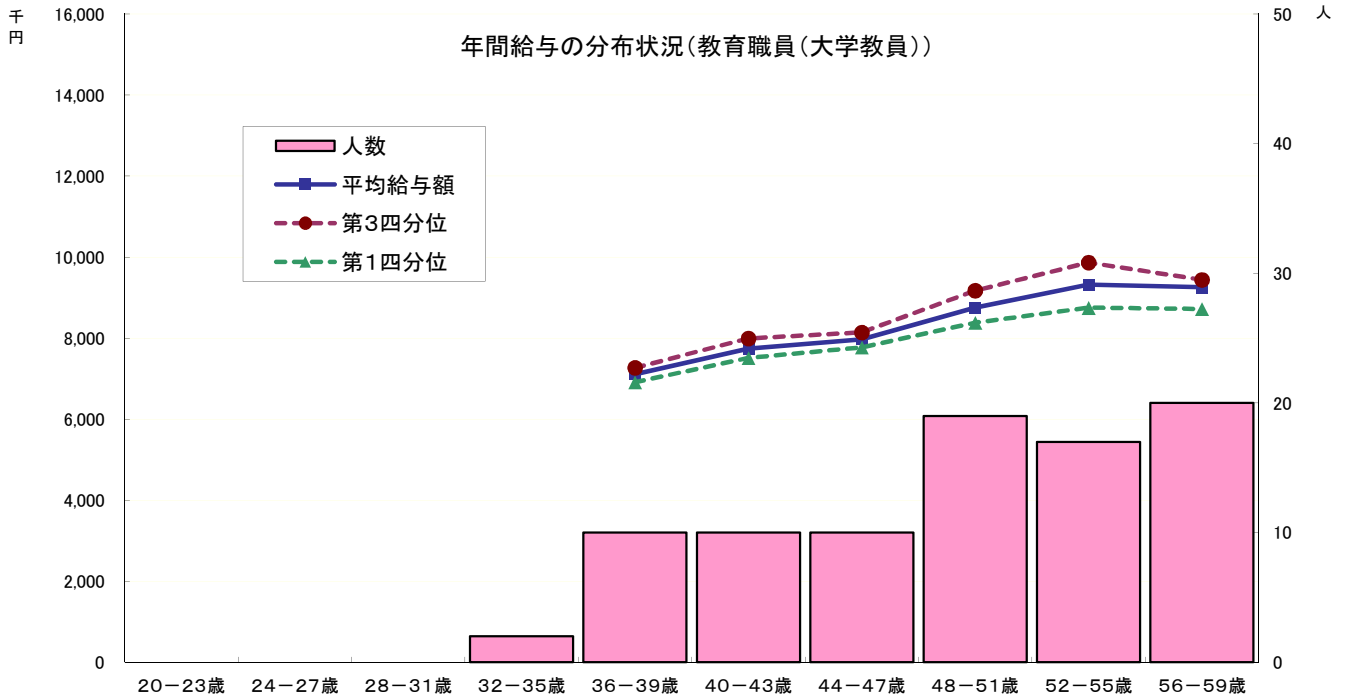
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	8	54.8	7,803	8,121	8,029	8,121	8,121
グループリーダー	13	51.0	6,288	6,644	6,451	6,644	6,644
主査	22	43.4	5,337	6,213	5,708	6,213	6,213
主任	6	34.0	4,185	4,357	4,243	4,357	4,357
スタッフ	22	29.9	3,601	4,092	3,779	4,092	4,092

注1:「課長」には課長相当職である「事務長」を含む。

注2:本学では平成18年8月1日から、グループ制を導入し、「グループリーダー」は課長補佐相当、「主査」は係長相当、「スタッフ」は係員相当である。



注:年齢32歳～35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の平均給与額、及び第1・第3分位については表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	61	56.3	9,092	9,559	9,866		
准教授	43	45.9	7,298	7,850	8,294		
講師	4	48.0	—	7,183	—		

注:「講師」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		スタッフ	主任 スタッフ	主任 主査	グループリーダー 主査	課長 グループリーダー
人員 (割合)	71 人	5 人 (7.0%)	17 人 (23.9%)	24 人 (33.8%)	13 人 (18.3%)	7 人 (9.9%)
年齢(最高 ～最低)		28～24 歳	45～27 歳	51～32 歳	58～46 歳	57～50 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,802～ 2,271 千円	3,334～ 2,645 千円	4,766～ 2,967 千円	5,441～ 4,481 千円	6,021～ 4,794 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,601～ 3,001 千円	4,307～ 3,495 千円	6,357～ 3,923 千円	7,351～ 6,015 千円	7,853～ 6,541 千円
区分	計	6級	7級	8級	9級	
標準的な職位		課長	部長	局長 部長	局長	
人員 (割合)		5 人 (7.0%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	
年齢(最高 ～最低)		59～52 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,531～ 6,012 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		8,635～ 7,946 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教	講師 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	108 人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	4 人 (3.7%)	43 人 (39.8%)	61 人 (56.5%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	～ 歳	63～33 歳	58～33 歳	63～41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	5,872～ 4,552 千円	6,540～ 5,040 千円	8,898～ 5,802 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	8,019～ 6,079 千円	8,880～ 6,739 千円	11,841～ 7,901 千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.3	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 31.7	% 33.5
	最高～最低	% 38.0～34.2	% 35.1～30.6	% 35.1～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.8	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.2	% 34.7
	最高～最低	% 38.7～33.0	% 35.4～30.2	% 35.6～32.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.5
	最高～最低	% 38.7～34.5	% 35.2～31.4	% 35.6～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.8	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.4	% 33.2	% 34.8
	最高～最低	% 38.7～34.0	% 35.4～30.9	% 37.1～32.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.6
------

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

106.0
-------

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

102.1
-------

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.6	
	参考	地域勘案 99.9 学歴勘案 95.0 地域・学歴勘案 99.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76% (国からの財政支出額 4,793,463,000円、支出予算の総額 6,304,651,000円:平成24年度予算)  <b>【検証結果】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高いものの累積欠損はない。給与水準については、対国家公務員指数を下回っていることから、適切な水準であると考え。	
講ずる措置	今後も全体的な抑制を図りながら適切な給与水準を維持するよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 102.4

(注)上記比較指数は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指数である。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,837,275	2,945,657	-108,382 (▲3.7)	-111,677 (▲3.8)
退職手当支給額 (B)	231,178	404,043	-172,865 (▲42.8)	-9,951 (▲4.1)
非常勤役職員等給与 (C)	370,915	361,965	8,950 (2.5)	19,202 (5.5)
福利厚生費 (D)	405,974	403,191	2,783 (0.7)	15,883 (4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,845,342	4,114,856	-269,514 (▲6.5)	-86,543 (▲2.2)

注:「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

#### ① 給与、報酬等支給総額

平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与規程改正に伴う本給等の削減(8月1日施行)により前年度比で▲3.7%減となった。

・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して講じた給与減額支給措置に関する削減額について  
給与削減相当額 ▲ 205,713千円 (予算ベースで算出)

内訳	役員	▲ 5,496
	事務・技術 (一般(一)(二)、医療(一)含)	▲ 34,979
	教育職種 (大学教員)	▲ 95,409
	教育職種 (附属学校教員)	▲ 69,829

※一般(二)、医療(一)については該当者の人数が少なく、該当個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、事務・技術に含む。

#### ② 退職手当支給額

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく退職手当規程改正に伴う支給額削減及び定年退職者の減少により、前年比▲42.8%となった。

・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、講じた措置に関する削減額について  
退職手当削減相当額 ▲ 8,546千円

※ 特定の職種の人数が少なく、該当個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、総額で表示する。

#### ③ 非常勤役職員等給与

補助金事業実施に係る有期雇用者等短時間勤務者の雇用増加等により、前年比2.5%増となった。

・非常勤役職員においても特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して給与減額支給措置を講じたが、該当者の人数が少なく、該当個人に関する情報が特定されるおそれのあることから削減額は記載しない。

#### ④ 最広義人件費

給与、報酬等の支給総額においては特例法に基づく本給等の削減、退職手当支給額においては国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等に基づく措置により、前年度比▲6.5%となった。

#### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

##### 【役員について】

役員退職手当規程を平成25年1月29日に改正し、1月1日から適用。

(改正点)

- ・ 退職手当に係る調整率を新設し、以下のとおり段階的に引き下げることとした。

平成25年 1月 1日～平成25年 9月30日	100分の98
平成25年10月 1日～平成26年 6月30日	100分の92
平成26年 7月 1日以降	100分の87

##### 【教職員について】

教職員退職手当規程を平成25年1月29日に改正し、2月1日から施行。

(改正点)

- ・ 退職手当に係る調整率を100分の104より以下のとおり段階的に引き下げることとした。

平成25年 2月 1日～平成25年 9月30日	100分の98
平成25年10月 1日～平成26年 6月30日	100分の92
平成26年 7月 1日以降	100分の87

- ・ 上記の調整率を勤続年数、退職事由の如何を問わず、すべての教職員に適用することとした。